委提第１号

都市再生機構賃貸住宅（旧公団住宅）を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書

会議規則第１４条第２項の規定により、都市再生機構賃貸住宅（旧公団住宅）を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書を次のとおり提出する。

平成２４年３月１４日　提出

提出者　建設経済常任委員会委員長　　岸　　　昭　二

北本市議会議長　　加　藤　勝　明　　様

都市再生機構賃貸住宅（旧公団住宅）を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書

野田内閣は平成24年１月20日の閣議で、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」を決定しました。この中で、約76万戸のＵＲ賃貸住宅を経営・管理する独立行政法人都市再生機構については、「居住者の居住の安定の維持等の必要性を十分踏まえ、国民負担が増加しないよう留意しつつ、会社化の可能な部分について全額政府出資の特殊会社を検討し、平成24年夏までに結論を得る」としています。

ＵＲ賃貸住宅は、日本住宅公団から半世紀以上の歴史があり、居住者の自治会活動が結実して良好なコミュニティが形成されています。また、団地内にとどまらず、周辺地域のまちづくりに貢献している例も少なくありません。防災活動にも活発に取り組んでおり、地域の防災拠点の役割も果たしています。高齢者世帯の定住の場であるとともに、次世代を担う子育て世帯にとっても安心・安全な居住の場となっています。

しかし、特殊会社化で収益が追及されれば、弱者の追い出しなども起こりかねず、住民の居住保障に新たな課題が生ずることにより、地方自治体の負担が増えることも危惧されます。

よって、本市議会は国に対し、ＵＲ賃貸住宅を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定が確保されるよう、下記事項について強く要望するものです。

記

１．ＵＲ賃貸住宅は、公共住宅として本市の住宅政策をはじめ、まちづくり、防災計画等に重要な役割を担っているため、特殊会社化せず、国が直接関与する公共住宅として継続すること。
２．ＵＲ賃貸住宅が「住宅セーフティネット」として位置づけられていること、及びこれまでの国会附帯決議等を十分踏まえて、居住者の居住の安定策を推進すること。
３．公共住宅の役割を明確にするとともに、民間・公共住宅の区別なく最低限度の居住保障に関する住宅政策を確立すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

【提出先】
内閣総理大臣・行政改革担当大臣・国土交通大臣